

(案)

平成 年 月 日

消費者委員会

委員長 河上 正二 殿

消費者委員会食品表示部会

部会長 阿久澤 良造

食品表示部会報告書

平成 26 年 9 月 19 日付け消食表第 229 号をもって諮問のあった、食品表示法（平成 25 年法律第 70 条）第 4 条第 1 項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準については、審議のうえ、別記のとおり議決したので報告します。

(案)

(別記)

1. 審議経過

平成26年9月19日付け消食表第299号にて諮問のあった、食品表示法(平成25年法律第70条)第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、食品表示部会において審議を行い、平成26年10月15日の食品表示部会において、「2. 審議結果」のとおり議決した。

2. 審議結果

食品表示法(平成25年法律第70条)第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、別添のとおりとすることが適当である。

なお、別添は諮問を受けた食品表示基準に対し、審議の結果、消費者委員会として修正を行ったものである。修正箇所について修正状況を明らかにし、併せて別添2にて修正理由を付す。

また、食品表示基準施行後、新しい制度に基づく表示への移行を猶予する経過措置期間を5年とすることは不適當である。不適當とする理由は別添2に付す。

修正理由

別記様式二、別記様式三関係

※栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、任意でナトリウムの量を表示する場合はナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記することとなっているところ、消費者委員会では、食塩相当量の次にナトリウムの量を括弧書き等で併記すべきとの結論に至り、パブリックコメント前の基準に戻す修正を行った。

修正理由：栄養成分の義務表示としてのナトリウムの量は、国民がその表示を見た時に、広く浸透している食塩相当量に換算することが難しいことから、「食塩相当量」で表示することとなっている。諮問された基準はパブリックコメントでの意見を受けて、ナトリウムと食塩相当量を記述する順番を変更しているが、両者を併記する際に任意表示であるナトリウムを先に記述する必然性が、消費者庁の説明からは認められなかった。このため、国民に認識してほしい食塩相当量の表示を先に記述するほうが、表示を利用する国民の利便を高めると判断し、修正を行った。

附則第六条関係

※栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、義務となる熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（「食塩相当量」で表示）の表示を省略できる小規模事業者について、当分の間、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模事業者も含めるとしたところ、消費者委員会では、パブリックコメント前の基準のとおり消費税法第 9 条に規定する小規模事業者に限るべきとの結論に達し、修正を行った。

修正理由：消費者庁から、「特定の食品を製造する事業においては、売上高 1000 万円以下の製造事業者のみを家族経営的な事業者と捉えることは限定的すぎる」、「中小企業基本法の小規模事業者を除いても、市場に流通する約 9 割の加工食品に栄養成分表示がなされると考えられるため、制度導入時における義務化の達成度合として許容できる」との説明がなされたが、それらを裏付ける客観的データと「当分の間」が指す具体的な期間に関する考え方の提示がなく、変更した場合の除外対象規模について確認がとれなかった。このため消費者委員会としては、食品表示一元化検討会報告書に記載されるとおり、原則として全ての加工食品に栄養成分表示を義務化する方向であることに鑑み、パブリックコメント前の基準が適切であると判断し、修正を行った。

第七条の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項

※栄養強調表示に係るルールの改善（低減された旨の表示）

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、低減された旨の表示をする場合には絶対差に加え、新たに 25%以上の相対差が必要とするとされたパブリックコメント前の基準に、「ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上の量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める」旨を追加した。消費者委員会では、特例を認めるべきではないとの結論に達し、修正を行った。

修正理由：相対表示を行うことが許される基準に 25%以上でない特例を認めることは、消費者の混乱を招きかねないこと、低減された旨の表示（○○%カット、～g オフ、ハーフ等）を行わなくても低減している事実は表示できるとの理由から、パブリックコメント前の基準が適切であると判断し、修正を行った。

第十条第二項、第三十二条第四項関係

※製造所固有記号の使用に係るルールの改善

諮問を受けた基準はパブリックコメントの意見を受けて、業務用食品を対象外としていたところ、消費者委員会では業務用食品も対象にすべきとの結論に至り、パブリックコメント前の基準に戻す修正を行った。

修正理由：製造所所在地等の情報が必ず消費者に届く仕組みを作ることが求められているなかで業務用食品を除外すると、消費者にそれらの情報が届かない可能性が残るため、除外規定は作るべきでないとの判断により修正を行った。

不相当とする理由

附則第三条、第四条関係

経過措置期間

消費者委員会として平成26年6月まで実施した食品表示基準に関する検討では、経過措置期間に関する検討は行っていない。パブリックコメント前の食品表示基準で初めて、経過措置期間の考え方が示され、「経過措置期間（食品表示基準の施行後、新ルールに基づく表示への移行の猶予期間）は、加工食品は2年、添加物は1年（いずれも、栄養成分表示については5年）とする。生鮮食品は、経過措置期間なし。」とされたものである。

諮問を受けた食品表示基準はパブリックコメントの意見を受けて、「加工食品及び添加物の全ての表示について5年とする。生鮮食品の表示については、1年6ヶ月とする。」とされたが、諮問を受けての消費者委員会の審議において、その期間が必要であるとする明確な具体的根拠が消費者庁から示されなかった。このため、5年という比較的長い期間の経過措置期間を設ける必然性を確認できないことから、不相当と答申するものである。

消費者委員会としては、社会的影響を十分に考慮しつつ、新しい制度による食品表示のメリットを、1日も早く多くの国民が享受できるような経過措置期間を、主管官庁である消費者庁が決定されることを望む。